

平成17年（2005年）

釧路広域連合議会会議録

平成17年 2月10日開会 2月定例会
平成17年 2月10日閉会

平成17年 8月26日開会 8月臨時会
平成17年 8月26日閉会

第1回 2月定例会
第2回 8月臨時会

釧 路 広 域 連 合 議 会

平成17年第1回2月定例会

鉏路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成17年2月10日 至平成17年2月10日 1日間

2月10日（木曜日）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員(21人)	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告(午後1時15分開会)	1
会議録署名議員の指名(吉田守人議員、逢坂和子議員)	1
諸般の報告	1
日程第1 議席決定の件	2
日程第2 会期決定の件(2月10日の1日間)	2
広域連合長の発言	2
日程第3 議案第1号ほか1件上程	
提案説明	
松倉助役	2
質疑・一般質問	
村上和繁君	3
伊東広域連合長	6
村上和繁君(再)	8
伊東広域連合長	8
議案第1号ほか1件討論省略	9
表決	
・議案第1号表決(可決)	9
・議案第2号表決(可決)	9
閉会宣告(午後2時9分)	9
署名	10
付録	
2月定例会議決結果表	11
質疑・一般質問発言項目一覧表	12
議席表	13
2月定例会議事経過	14

平成17年第2回8月臨時会

釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成17年8月26日 至平成17年8月26日 1日間

8月26日（金曜日）第1日

議事日程	15
会議に付した案件	15
出席議員(20人)	15
本会議場に出席した者	15
議会事務局職員	15
開会宣告(午後1時35分開会)	15
会議録署名議員の指名(松井宏志議員、佐藤勝秋議員)	15
議長の報告	15
日程第1 会期決定の件(8月26日の1日間)	16
広域連合長の発言	16
日程第2 議案第3号上程	
提案説明	
伊東広域連合長	16
質疑	
議案第3号討論省略	17
表決	
・議案第3号表決(起立全員・可決)	17
閉会宣告(午後1時44分)	17
署名	18
付録	
8月臨時会議決結果表	19
議席表	20
8月臨時会議事経過	21

平成17年第1回2月定例会

釧路広域連合議会会議録 第1日

平成17年2月10日（木曜日）

議事日程

- 午後1時開議
日程第1 議席決定の件
日程第2 会期決定の件
日程第3 議案第1号ほか1件

会議に付した案件

- 1 会議録署名議員の指名
1 諸般の報告
1 日程第1
1 日程第2
1 広域連合長の発言
1 日程第3

出席議員（21人）

議長	21番	宮下健吉君
副議長	12番	岩渕鉄男君
	1番	大津泰則君
	2番	松井宏志君
	3番	細野勝君
	4番	田井博行君
	5番	吉田守人君
	6番	溝口精君
	7番	高橋亨曳君
	8番	細谷照雄君
	9番	村上和繁君
	10番	土岐政人君
	11番	寺沢邦夫君
	13番	戸田悟君
	14番	黒木満君
	15番	佐藤勝秋君
	16番	月田光明君
	17番	上田徳郎君
	18番	逢坂和子君
	19番	渡辺慶蔵君
	20番	西直行君

本会議場に出席した者

広域連合長	伊東良孝君
副広域連合長	菅原澄君
副広域連合長	中島守一君
副広域連合長	日野浦正志君
副広域連合長	棚野孝夫君
副広域連合長	高野武君
助役	松倉豊君
収入役	奈良敏秀君
監査委員	大田榮君
事務局長	林正昭君
事務局次長	山根誠一君

議会事務局職員

議会事務局長	藤原正二君
議事課長	山本満君
議事課総務担当主任	山本晃嗣君

午後1時15分

開会宣告

○議長宮下健吉君 皆様ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、平成17年第1回釧路広域連合議会2月定例会は成立をいたしました。

よって、これより開会をいたします。直ちに会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長宮下健吉君 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の署名議員は会議規則第96条の規定により、
5番 吉田守人議員
18番 逢坂和子議員
を指名をいたします。

諸般の報告

○議長宮下健吉君 次に監査委員から地方自治法

第199条第9項の規定に基づき定期監査報告書の提出がありました。

また、同法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査報告書の提出がありました。

日程第1 議席決定の件

○議長宮下健吉君 日程第1、議席決定の件を議題といたします。

新議員の選任に伴い、議席を指定いたしたく、会議規則第4条第1項の規定により議長からお諮りいたします。

ただいま、ご着席のとおり、議席を指定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長宮下健吉君 ご異議なしと認めます。

よって議席につきましては、ただいまご着席の議席と決しました。

日程第2 会期決定の件

○議長宮下健吉君 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今会期は本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長宮下健吉君 ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長。

広域連合長の発言

○広域連合長伊東良孝君（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員はじめ、関係町村長の皆様には、新年度の予算議会などを控え、時節柄何かと公務ご多忙のところ、本日お集まりいただき、平成17年第1回の釧路広域連合議会を開催できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、平成17年度は、3ヶ年継続事業であります広域ごみ焼却施設整備事業の最終年次に当たり、ついに施設の完成の運びとなるわけであり

ます。本施設の完成は、釧路地域における環境行政を進める上で、大きな転機となるものであり、次の時代においても持続可能な社会を建設し、将来にわたって地球に優しく、かつ快適な地域社会を構築するために欠かせない重要な施設であるものと認識しております。

一方、施設の完成後につきましても、万全な体制で

臨まなければならない、安全で安定的な運転を継続することが強く求められているところであります。

このため、本施設の運転管理体制につきまして、鋭意検討を行っているところであり、今議会の開会前には、議員各位に対しまして、運転管理に係る考え方を説明させていただいたところであります。

一方、国と地方の財政状況に眼を向けますと、国と地方の税財政を見直し、地方の国からの自立を目指すことを狙いとする「三位一体の改革」により、地方公共団体においては、新年度予算編成等で厳しい状況に直面しており、6つの地方公共団体で構成している当広域連合も現在の状況を厳しく受け止め、業務を執行していかなければなりません。

このような状況を踏まえ、運転管理の契約につきましても、経費の軽減化を図ることが必須であり、これを前提として委託業務を想定していかなければなりません。

このため、ごみ焼却施設運転管理に係る各種業務をまとめて、かつ、長期間にわたり委託することにより、経費の軽減化を図ることができる手法であります「長期包括委託契約」という契約手法を選択し、今議会において債務負担行為をお示ししているところであります。

この後、平成16年度補正予算及び平成17年度予算の各案件につきまして、ご審議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願ひ申し上げますとともに、今後とも当広域連合に対しまして、議員並びに皆様方の更なるご理解とご協力をお願いを申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

日程第3 議案第1号ほか1件上程

○議長宮下健吉君 日程第3、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松倉助役。

提案説明

○助役松倉 豊君（登壇） ただいま、議題に供されました案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 平成16年度釧路広域連合一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

第2款 総務費につきましては、嘱託職員費で、不用額が見込まれますことから、一般管理費で531万2千円を減額し、歳入におきまして市町村負担金を同額減額することといたします。

第3款 衛生費では、広域ごみ焼却施設に敷設する送電線にかかる工事を電力会社との協議により、平成17年度に執行することとなったため、2,100万円を減

額し、歳入におきまして地方債及び市町村負担金を合わせて、同額を減額いたします。

以上の補正に伴う特定財源といたしまして、地方債1,570万円を減額し、一般財源は市町村負担金1,061万2千円を減額することとし、今回の補正により一般会計の歳入歳出予算の総額は15億7,724万8,000円となります。

次に継続費の補正であります。平成15年度を初年度とする3ヶ年継続事業である広域ごみ焼却施設整備事業におきまして、本体工事費及び関連工事費について一定の見込みがつかまりましたので、継続費の合計額を99億8,650万円から54億1,842万円と変更するとともに、先に説明いたしましたとおり、送電線工事の執行年度に伴い、年割額につきましても変更することといたします。

次に、議案第2号 平成17年度釧路広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

広域ごみ焼却施設整備事業の最終年次に当たりまず、平成17年度の釧路広域連合一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ、前年対比37.6%増の22億599万4,000円となっております。

まず、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

第1款 議会費につきましては、前年対比14.1%減の115万6,000円を計上いたしました。

第2款 総務費につきましては、前年対比10.7%減の5,353万6,000円を計上いたしました。

その主な内容は、総務管理費で事務局職員の人件費に係る負担金、補助及び交付金など5,342万6,000円、選挙費で99,000円、監査委員費で11,000円であります。

次に、第3款 衛生費であります。広域ごみ焼却施設整備事業費といたしまして、前年対比37.6%増の21億1,113万円を計上いたしました。

その内容は施工監理業務、運転業務及び運転管理契約支援業務に係る委託料として、1億986万円、広域ごみ焼却施設建設に係る工事請負費として、17億9,127万円、施設に関連する電力及び水道工事に係る負担金として、2億1,000万円となっております。

第4款 公債費につきましては、地方債利子並びに一時借入金及び起債前借りの際に発生が想定されます利子の支払いに充てる経費として、3,917万2,000円を計上いたしました。

第5款 予備費につきましては、前年度同額の100万円を計上いたしました。

次に歳入の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1款 負担金につきましては、広域連合構成市町村からの負担金を合わせて、前年対比100%増の4億9,537万1千円を計上いたしました。

第2款 国庫支出金につきましては、国の補助事業に係る歳出予算との見合いにより、前年対比23.9%減の2億2,092万円を計上いたしました。

第4款 諸収入につきましては、預金利子など2,000円を見込み計上いたしました。

第5款 地方債につきましては、広域ごみ焼却施設整備事業に係る衛生債で、前年対比39.8%増の14億8,970万円を計上いたしました。

最後に、広域ごみ焼却施設の運転管理に係る業務委託費についてですが、15年の長期にわたる包括的な委託契約を予定していることから、139億1,000万円の債務負担行為を設定するものであります。

以上をもちまして、各案件に対する説明を終ります。

よろしくご審議の上、現案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

質疑・一般質問

○議長宮下健吉君 これより質疑並びに一般質問を行います。

9番村上和繁議員の発言を許します。

○9番村上和繁君（登壇） 通告に従って質問を申し上げたいと思います。

1点目は焼却施設の安全性について、最近起きた全国の事故例を参考に広域連合としての対応をお聞きします。

まず、陸奥市の下北地域広域行政事務組合の問題です。

サーモセレクト方式のガス化溶融炉です。

三菱マテリアルがプラントメーカーとなっているのですけれども、この炉では発生するガスを燃焼させるために常時、着火しているはずの放散塔パイロットバーナーが消えていて、そこに再着火を試みたところ爆発事故を起こしています。平成14年11月2日の事で試運転中の事故でした。

出雲エネルギーセンターの場合、キルン型ガス化溶融炉で、日立製作所等がプラントメーカーとなったのですけれども、同じく試運転を始めた平成14年から平成15年にかけて、トラブルが頻発をしています。その主な内容は、密閉されるはずのガス化炉が密閉されずに燃焼を続ける、ガス化炉のボルトが緩んで灰が洩れる、ごみに混入した金属片で破碎機の刃が折れる、こうしたトラブル等によりプラントメーカーからの炉の引渡ししが3度にわたり延期をされ、最終的には、平成15年の10月26日、約10ヶ月の延期の後、引渡しが行われています。

そのため、閉鎖予定だった従来の焼却炉を急ぎょ再開あるいは山口県の処理施設に利用料を支払いごみ処理をしています。

さらに、この炉は本年1月7日、つい先月の事です

けれども、炉内の燃焼温度が高まり、スラグが流出口を塞ぐというトラブルも生じています。

福山のリサイクル発電ですが、これはRDFの発電方式を取っています。JFEと広島県内の16自治体の共同出資で設立をされた事業所ですけれども、平成15年の8月29日、同じく試運転中の事でしたが、コークスベット型のガス化溶融炉で、火災事故が発生しています。

毎時2.5トンのRDFを処理する設計となっていたものが、実際にはその10倍のRDFが炉内に投入をされ、燃焼室の圧力が急上昇をし、ガスが炉内を逆流しダクトを焼き切るという事故でした。

平成16年の11月にはこのRDF施設にRDFを供給する施設の側でも火災事故を起こしています。

玄海環境組合、これはキルン型ガス化溶融炉で三井造船が建造した施設ですけれども、試運転中の平成14年12月にエアーヒーター内のセラミック管の半分近くを損傷する事故を起こしています。同様の事故は北海道の江別市でも報告をされています。

高砂市の美化センター、流動床型のガス化溶融炉で、日立製のものですけれども、運転早々、電気系統やベアリングの異常が発生し、溶融炉周辺の作業区域に高濃度のダイオキシン類が漏れ出しています。このダイオキシン類の汚染レベルはレベル3と言われるもので、防護服の完全着用が要求される極めて危険な水準のダイオキシン類の汚染でした。

この炉は、平成15年の末までに稼動後1年半ということになりますけれども、実に23回のトラブルを起こし、市議会の中では百条委員会なども設置をされています。

これらの事故からどんな教訓を導くのか、それぞれの事故には固有の原因があります。しかし、今紹介した事故の多くは、試運転時に集中をしています。改めてこの点に注意を向ける必要があるのではないのでしょうか。

広域連合のガス化溶融炉もこの秋から試運転が始まります。すでに事故の対応マニュアルなどは整備する、その方針を聞いておりますけれども、試運転時にどう対応し、事故やトラブルを回避するのか、特別な準備と対応を今から用意しておくべきと考えますが、広域連合としての考え方をお聞きしたいと思います。

2点目、試運転時のトラブルと事故を回避するためには、従業員への教育、研修が非常に大切です。予算案の中でも20名の職員採用を前提に、研修など5,691万円の運転業務委託費が計上されています。その研修訓練の中に、単に作業手順に習熟するというだけではなくて、ぜひ全国でのこうした事故例の問題なども、どうして事故が発生をしたのか、どうすれば防ぎ得るのか、しっかり研修を学んでいただきたいと思うのですがどうでしょうか。併せてどんな教育訓練プログラ

ムを予定をしているのかお聞かせいただきたいと思います。

3点目、実際の事故のシミュレーションや予行訓練等もおそらくされるのだらうと思いますが、その点もお聞きをします。

安全性の2点目でスラグの利用と安全性について改めてお聞きをしたいと思います。

スラグといっても強度や品質は非常にバラバラで、冷却方法で随分品質の格差は出てまいります。一般的には水砕法が1番弱く、順次空冷法、除冷法の順で品質強度は強くなると言われています。

そこで当該施設ではどんな方式でスラグを形成をするのか、その強度はどうなっているのか、まずこの点をお聞きをします。

2つ目、このスラグの使い途の問題です。建築材、路盤材として利用されるということですが、その安全性に関連して昨年の2月議会で、平成14年の7月に溶融スラグのJIS化を前提に重金属類の含有量、溶出基準が公表され、この施設、広域連合でこれから作る炉のことですけれども、スラグについてもJIS基準に合致をしたものを生成する、概ねそういう答弁をいただいています。しかし、私は改めてこのJIS基準に合致をするという問題もこれでは甚だ心もとないのではないかと、こういう点を指摘したいと思えます。

そもそもJIS規格の考え方は、ダイオキシン類等の有害物質は燃焼課程で分解すること、鉛等の重金属類は塩化物として回収されるために基本的には安全という立場で作られるものです。しかし実際には、スラグの中に一定量の重金属類が混入をすることは、周知の事実。日本ではこの重金属類が溶け出す問題について、溶出試験という検査方法を定めていますけれども、この検査では中性に近い水での実験が前提とされています。中性の水なら高濃度の重金属が仮にあったとしても、溶出する危険は極めて少ないということは当然のことです。問題となっている酸性雨等で、環境に有害物質が溶け出す危険は、仮にこの溶出試験に合格し、安全性が保証されているような場合であったとしても、安心できるものではないというのが専門家の指摘です。

また、建築材、路盤材としてスラグが使われ、年数が経ったのちに、劣化してこの建築材、路盤材を取り除く場合のことを考えるとどうでしょうか。

建築材や路盤材として使われたスラグは、履歴管理をされるわけではありません。取り壊しの場合には、通常の建築材と一緒に解体されることとなります。解体取り壊し工事の過程で粉じんが交じって有害物質が大気中に飛散することが考えられます。また、この作業中に土木、建築の作業員の方が吸引をするということも予想をされるわけです。こうした危険性の高いス

ラグと、私考えるわけですが、まず全国的にその利用は進んでいるのかどうか、この点をお聞きをします。

さて、スラグの問題でもう1点お聞きをします。価格の問題です。

こうした危険性を伴う建築材となる訳ですが、一般的な建築材と比較をすると、高価格とならざるを得ません。価格だけで見れば、通常の建築材、路盤材を使った方が安上がりとなります。引き取り手も少なく、結果として自治体が行う公共事業の素材として価格を無視して引受けざるを得なくなるのではないかと、そういう懸念を持つわけですが、建築材、路盤材として釧路市あるいは広域連合に参加をする自治体がスラグを引き受けるといことは考えていないのか。この点をお聞きをします。

続いて運転管理業務の委託についてお伺いをします。

通告用紙には特定目的会社の設立というふうに書きましたが、私の間違いで申し訳ありません。特別目的会社の設立に関してお聞きをします。

15年間の委託を前提に先程の助役から示された限度額とする債務負担行為が提案されています。この特別目的会社の従業員数と雇用条件についてまずお聞きをします。

予算案の前提では、人員は35人、年収650万円で限度額を設定されているということでしたけれども、実際の委託はこれよりも大幅に下回ることが考えられます。実際の雇用人数、給与、労働時間等はどう見込んでいるのか、今の時点での考え方をお聞かせください。

また、その際プラントメーカーから中核的な技術者については出向、あるいは転籍という形で受け入れることになるのだと思うわけですが、これらの人は地元採用の一般従事者と比べると、相対的には給与面等高待遇と考えられます。一体何人くらいの出向派遣が見込まれるのか、これらの人と地元採用の従業員との給与等労働条件の違いはどうなっているのかお聞かせください。

さて、この特別目的会社、15年にわたって委託をするわけですが、経営の安定性は極めて大事な指標です。プラントメーカーとの契約では、保証額の2割を超えない用役費、補修費は広域連合の負担とされています。15年間の長期包括委託契約が結ばれるわけですから、この費用は結果として、特別目的会社の経営努力の中で生み出されなければなりません。

また、ごみの減量・分別が進めば、可燃ごみに占める生ごみの比重は高まり、それだけ経費が広がっていくことも考えられます。この費用も経営努力の中でのみ込んでいくこととなります。しかし、経費節減に努力をしようとしても、プラントメーカーからの技術者の給与は高止まりしているわけですから、結局地元

採用の従業員に過度のしわ寄せをするということになるのではないかと、そういう危惧を持つわけですが、そこで、どういう施策を講じて地元で雇用した従業員の賃金、労働条件を守っていくのか。その安全面をはっきりさせなければならぬと考えるものですが、考え方を示していただきたいと思えます。

事故が起こった場合の特別目的会社の問題についても改めて考えてみたいと思えます。

運転管理に携わる特別目的会社は、経営的にはプラントメーカーの別会社とはいえ、親会社と強い従属関係を持った会社となるだろうというふうに予測をされます。保証額の2割を超えない程度のトラブルがあったとしても、設計上、構造上の問題があれば、当然プラントメーカーに対してその責任を求めることになります。また、事故があった場合には、その事故原因についてプラントメーカーの設計、建設工事に問題があるのか、運転業務に起因をするのか、プラントメーカーと維持管理の委託を受ける会社の利害は、しばしば対立をします。その時、特別目的会社が毅然としてプラントメーカーと対決をすることはできるでしょうか。答は否と考えます。運転の技術者の中核はプラントメーカーの出身者。これで本当のトラブルの原因を追及することができるでしょうか。最大出資者もプラントメーカーとなれば、役員構成においてもプラントメーカーの意向は強く反映をします。結果として、事故隠しの温床となることはないのか、危惧をする点です。

炉の安全性を考えれば、二重三重のチェック機能が働くことが必要です。初めからプラントメーカーに強く依存をする特別目的会社との随意契約で良かったのか、ほかの方法も視野におくべきではなかったのか。競争入札などになるんだろうと思われそうですが、疑問の残るところですので、答弁を求めます。

広域連合の議会のチェック機能の問題についても1点考えたいと思えます。

ある焼却施設の場合、運転管理をしている会社から「事故報告がほとんど上がってこない。」こんな話を聞いたことがあります。「どこをもって事故と評価をするのか、その基準が非常に高く、トラブルがあっても事故ではないので報告はありません。」そんなふうになっているのだとお聞きをしました。そこで特別目的会社から広域連合への事故トラブルの発生報告はどんな仕組みとなっているのか、どれをもって事故と評価をするのか、その基準がどうなのか、この点も明らかにしていただきたいと思えます。

特別目的会社の設立の目的、その1つにプラントメーカーから経営的に独立した別会社とすることでプラントメーカーの倒産等という不測の事態に機敏に対応できるようにするため、こういう説明を聞いております。しかし、現実問題を考えると、技術の面でも人

材の面でも資本の面でも、深くプラントメーカーに依存しているわけですから、万が一の場合には、連鎖的に混乱に巻き込まれることは明らかです。不測の事態を回避をするというのなら、プラントメーカーを最大出資者とせず、経営権はプラントメーカー以外がしっかり握った上で技術上の問題でプラントメーカーから技術者の派遣を受ける、こういうふうな形で運営すべきではないでしょうか。併せて、特別目的会社を設立することで、会社の透明性を高め、地元へ利益還元を図るという面もあると聞いています。しかし、それは広域連合としてこの会社の財務内容についてしっかりと監査ができて初めて根拠を持つものとなります。相手は民間会社ですので、広域連合からの監査といっても限界があるのではないかと思います。監査体制はどうなっているのか、明らかにしていただきたいと思っています。

特別目的会社の問題で最後に伺います。

新規に設立される会社ですが、釧路市や関係町村との良好な関係を築くことは必要ですが、天下り先となるようなことは絶対にあってはなりません。広域連合に参加する自治体の職員あるいは退職者等が将来にわたって役員として天下りすることはしないのか、この点の確認を求めたいと思います。

質問項目の最後になります。

補正の提案がされている継続費についてです。

平成15年度から平成17年度までの3ヶ年の継続費として焼却施設整備事業費が計上されていますが、その内の平成17年度の整備事業費についてお伺いをします。

20億5,422万円となっているものですが、その内訳は施工監理業務委託費、焼却施設建設費、関連施設整備費、運転管理契約支援業務委託費、この合計額ということになります。しかし、運転管理契約支援業務委託費、1,620万円は明らかに施設整備に係わるものではありません。来年度以降の長期包括委託契約に関わって、契約書面の作成など主として弁護士費用に当てるものと説明を受けています。この支出は整備事業費と呼べず、平成17年度、単年度の支出ですから、継続費にも馴染まないものではないでしょうか。継続費についてはこの分を減じた額を計上し運転管理契約支援業務委託費は別立てで予算に組むべきではないかと思うわけですが、広域連合としての考え方をお聞きして、私の1回目の質問を終えます。

○議長宮下健吉君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） それでは、村上和繁議員の質問にお答えしてまいります。

全国の事故例、特にあの試運転期間中の事故対応についてというのですが。

本連合の焼却施設における試運転は、あらかじめ工

事請負者と本連合が協議して作成をいたしました「試運転実施要領書」に基づきまして、6ヶ月間をかけましてこれを実施する計画となっております。

試運転は、1つとして単体機器の調整、2つ目に空運転、3つ目には乾燥だき、4つ目には負荷試験、5つ目には予備性能試験で、6番目には引き渡し性能試験と段階を経ながら慎重に進めることとなりまして、それぞれの段階で十分な機能確認と機器の調整を行ってまいります。

実際にごみを焼却しながら総合的に試運転を行う4番目の負荷試験以降につきましては、運転マニュアルに沿って試運転を行い、不具合の発見や、あるいはその改善に努めながら本稼動に備えることといたしております。

試運転中の事故・事例のご紹介をいただきましたが、ほとんどが本連合とは異なる方式のガス化溶融施設であります。いずれの施設も試運転期間が短く、十分に機器の調整が行われないまま、この負荷運転に移行した事等が原因となって、大きな不具合が発生したものと聞いているところであります。

本連合の施設は、幸いなことに建設工事が順調に進んでおりまして、当初計画に従って十分な試運転期間を確保することができますことから、不具合が生じてもこれに適切に対応できるものと、このように考えております。

また、教育プログラムについてであります。平成18年4月に稼動予定の本施設では、試運転期間中に運転従事者の教育訓練を行う計画となっております。あらかじめ工事請負者が策定し、本連合が承諾をいたしました「教育指導計画書」等に基づきまして、教育訓練が実施されることとなっております。

教育訓練の内容といたしましては、法令に基づく安全衛生教育を実施するほか、運転操作訓練といたしまして、まず、機器の配置や機能を学ぶ机上教育、次に設備を使用した実地教育、さらに施設の運転操作や保全方法を訓練をする運転実習と、これも段階を経ながら訓練を進めてまいります。

事故を想定した訓練につきましては、運転実習の段階で個々の設備機器に組み込まれた各種保安装置の作動試験を行うなど、想定される全ての場合におきまして、安全かつ確実に動作ができるよう訓練をしてまいりたいと思います。

次に、発生するスラグの活用と安全性についてであります。この溶融スラグは、再利用の用途によりまして、冷却方式が異なり、一般的には取り扱いの容易な水砕方式が採用されることが多く、道内で稼働中の7箇所の溶融施設でも全てこの水砕方式が採用されております。

水砕スラグは、砂と同じような粒形と性状でありまして、路盤材など建設資材として再利用するには十分

な強度を有しており、本施設におきましても、水砕方式を採用しております。

スラグの安全性であります。溶融スラグは冷却過程でガラス質が結晶化することで極めて安定化し、重金属などもガラス質と一体化することで溶出しにくくなり、自然界から産出する砂とも遜色のない性状となります。

ごみ焼却施設から発生する溶融スラグにつきましては、再生利用を促進する国の方針に基づきまして、各地で有効利用のための試験が続けられております。自然界における酸性雨の影響を想定した溶出試験も行われているところであります。すでに東京都や長野県など全国の17都県では、県独自のスラグ有効利用指針等を定めまして利用の促進を図っており、国におきましてもJIS化が検討されております。本連合におきましても、工事仕様書の中で土壤環境基準や溶出基準、東京都溶融スラグ資源化指針の定める品質基準の確保を求め、再利用が十分可能な品質確保を図っております。

平成14年度におきましては、全国で年間約30万トンの溶融スラグが生産されておりました。舗装やコンクリート製品など土木資材を中心とした利用率は50%程度となっております。

本連合では溶融スラグの市場流通を目指しております。先行施設の事例や当地域における市場調査を進めております。価格は村上議員ご指摘のような高価なものではないというふうに向っているところでございます。

また、公共事業における利用も有望な市場であるということから、今後、関係自治体との協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、運転管理業務委託についてであります。

特別目的会社の設立に関連してのご質問でございましたが、従業員の雇用条件と採用人数の見込みということですが、特別目的会社の雇用条件につきましては、契約書等におきまして、本連合区域内での雇用、関係法令の遵守、作業環境の配慮を明記するとともに、定期的な報告を義務付けております。また採用人数につきましては、お話ありますように30名から35名程度になるものと考えております。それ以上の詳細につきましては、今後特別目的会社が設立された後に検討されるものと思っております。

また、プラントメーカー社員と地元採用者の労働条件等についてであります。運転管理につきましては、高度な運転技術の導入と有資格者の配置を求めておまして、プラントメーカーから必要な要員が向出されることになるものと考えております。

また、プラントメーカーからの出向者と地元採用者との労働条件の違いにつきましては、それぞれが有する資格、あるいは技能等を勘案して適正に決められる

ものと考えております。

なお、労働条件につきましては、特別目的会社が関係法令を遵守しながら適正に行うものと考えております。

また、プラントメーカーと特別目的会社の関係についてであります。安全で安定的な運転を長期間にわたって確保することが運転管理の最大の責務と考えておまして、他の先進事例を見ましても、プラントメーカーとの連携が欠かせない実態となっております。

さらに、当該プラントメーカーには15年間の用役費及び補修費につきまして、一定額の保証を担保させていただきますことからも、運転管理業務を受託することになる特別目的会社の構成員として確実に参加してもらうことが不可欠であると考えております。

なお、本連合におきましても、施設設置者の立場で技術管理者等を配置するなど、日々の運転管理状況をチェックする体制を構築してまいりたいと考えております。

また、事故等の発生報告と事故の基準についてありますが、災害と事故等の発生を想定したマニュアルの作成とともに自主防災組織の整備あるいは防災訓練の実施を含めた体制の整備を求めていくこととしております。

また、事故対応マニュアルの中で事故や故障の程度に応じた判断基準等についても検討し、公表基準等を作成することを求めてまいりたいと考えております。

プラントメーカーと経営権のあり方についてありますが、安全で安定的な運転管理を行うためには、ごみ焼却施設の機械設備等を熟知したプラントメーカーが最大出資者となるこの特別目的会社の設立が欠かせないものと考えております。

プラントメーカーの倒産等のこの不測の事態があっても、その混乱に巻き込まれることなく、ごみ焼却施設の運転管理を継続させるような様々な状況を想定して契約条項を定めることといたしております。

また、監査体制についてありますが、特別目的会社の財務内容の透明性につきまして、契約上におきまして、毎年度、財務処理を本連合に提出させ、その内容等について広域連合議会等を通じて適切に報告をしてまいりたいと考えております。

行政からの出向あるいは天下りがあるのかというお話でございますが、特別目的会社の事業収入は、これは本連合からの15年間の管理運営委託費のみとなることから利害関係者となる本連合からの出向はないものと考えております。

また、最後に継続費、広域ごみ焼却施設整備事業に係る運転管理契約支援業務委託費についてありますが、平成18年度から32年度までの15年間にわたる本施設の運転管理業務に係る契約締結に向けた支援業務となっております。

具体的には工事契約時にプラントメーカーが保証した点検・補修費や用役費が守られ、かつ性能保証が確実に達成されているかについて技術的見地から詳細に分析、検討を加える業務内容となっております。

したがいまして、本施設設計施工と極めて関連性のある業務内容であることから、広域ごみ焼却施設整備事業の範疇に含まれるものとして、本年度でこれを整理し継続費として計上したものであります。

ご理解をいただきたいと思ひます。私からは以上でございます。

○議長宮下健吉君 9番村上和繁議員。

○9番村上和繁君（登壇） 答弁をいただきましたので2回目の質問をいたしたいと思ひます。

2回目は端的に2つの内容だけお聞きをしたいと思ひしております。

焼却施設の安全性に関わって、先程全国の事故例なども紹介して答弁を求めました。

実は、先程紹介した事故の中で、福山のRDF発電というのは、火災事故を起こしたんですが、この火災を消防署に通報したのは、事業所ではありませんでした。出火を目撃した近所の釣り人が慌てて消防署に通報しています。

昨年の静岡県のごみ処理施設の爆発について質問をしましたが、あの事故も紹介したとおり消防署に通報したのは事業所ではなくて、近所の住民の方でした。平成16年7月の2号炉での火災事故だったというふうに思ひます。

先程、連合長は十分な試運転期間も取ること、あるいは手順を追ってそれぞれ指導計画に基づいて訓練を行い、また順次負荷試験に移っていくので心配はないというふうに言ひましたが、正直全国の事例を見る限り、運転早々の時期、あるいは試運転時期というのは、それ自体を事故というふうに認識できるかという問題も含めて非常にパニックを起こしているという状況があるのではないのでしょうか。

例えば、昨年の1月24日に香川県の産廃施設ですけれども、産廃が不法投棄をされてそれを処理をする施設でも爆発が起きていますけれども、その施設が事故を起こした時は、中央制御室の制御盤というのは、異常を示す数値は何もなくて運転作業をしている制御室のメンバーは通常に稼働しているというふうに、機械上は判断していません。ただ、現場の作業員は現実にトラブルが起きていますので、現場の作業員が炉を止めて事故が分かったということですから。

専門家の方はこんなふうに言ひています。「中央制御室には若い新人が配置されている。だから覚えは早い。しかし、バーチャル感覚になることは避けられない。制御盤の上で何が起きたかは学習できるが、現場つまり炉の中で何が起きたのかは、実際に炉の操作に当たった人でないと判断できないということがまあ

る。」と。

この画面に出たらあしろ、こうしろというマニュアルはあったとしても、現実に何があったか分からない、そういうことが炉の場合たくさんあるんだと。しかも焼却施設と言ひますが、現実上は化学装置も含めて極めて複雑なシステムになっている。釧路の広域連合の場合は、広域焼却施設の前段での焼却施設の経験は十分とはいえないわけですから、この点で十分な準備をすることを改めて求めたいと思ひます。

私は、熔融という技術そのものは極めて不安定、不確定な技術であるというふうに考へております。また、その矛盾は残念ながら試運転の時に集中的に出てくることは論を待たないのではないのでしょうか。万全を期したいということが連合長のお話の中心であろうと思ひますが、そのことを本当に強く求めたいと思ひますので、改めて連合長の考へ方を示していただきたいと思ひます。

2点目は、運転管理業務の委託についてですけれども、いくつかの点で質問をいたしましたけれども、私が一番気掛かりになっているのは、ここでも実は事故の問題なんです。

各地の焼却施設でも事故が起きています。そういう時にいろいろ問題になっているものがあります。メーカーの多くは「初期トラブルでシステムの根幹に係わる問題はないんだ。」「事故の直接の原因は運転ミスに起因をするんだ。」こう強調することがしばしばあります。技術上の欠陥なのか、運転ミスなのか、自治体側とプラントメーカーがしばしば対立する点です。

その時に、本来自治体と協同歩調を合わせてプラントメーカーに直言するといひますかね、物申さなければならぬ、運転管理業務を受託している会社がそういう立場に立てないのではないだろうか。私はそのことを危惧をして先程答弁を求めたわけですが、手続きの問題やマニュアルの問題については、答弁ありましたが、結局、炉の技術上の特性もあって、プラントメーカーなしには炉の運転管理はできない、だから特別目的会社の最大出資者にプラントメーカーを入れてその技術者を入れないと運転できない、答弁の確信はここにあるのではないかと思ひますが、それだけでは私は事故は防ぎ得ないと思ひています。

この点を指摘しながら改めての答弁を求めて2回目に質問といたします。

○議長宮下健吉君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） まず安全性の話でありますけれども、先程の答弁でもお話ししたとおり、連合の技術管理者がこの焼却炉いわゆる工場にはいるわけであります。特別目的会社並びにプラントメーカーの社員だけではありません。これは連合の

関係者もきちっと管理をする立場で技術者をおいておきます。

なお、しっかりした取り決め、十分な準備ということも先程から何度もお話させていただいておりますように、させていただいているところであります。

試運転の時はもちろんいろんなトラブルがあろうかと思えます。だから試運転をするわけでございますが、試運転をしながら、一つひとつ明確にこのトラブルの解消に向けて、あるいは技術的な問題のクリアに向けて、半年間をかけてしっかりしたものにしていきたいと考えているわけでございます。

また、プラントメーカーに、特別目的会社の最大出資者になっていただくというのは、15年間の機器に対する保証、あるいはさらに保証のみならず用役費や部品等々も含めた機器全体の管理ということが大きな目的になっているわけでございます。

運転できないというお話でございますけれども、運転は大型のボイラーの資格者がいればできる話でありまして、何が問題かという、この機器の特性を十二分に理解したプラントメーカーの技術者、あるいはまた、このプラントを15年間にわたって長期間安定的に維持する、そしてまた、その経費の問題というのもあるわけでございますので、それらを含めて特別目的会社として管理を委託するということでもありますから、メーカー寄りになって事故隠しをすとか、あるいは対応を隠すとか、そういうことは、当初の取り決めからしないような形で決めてまいりたいと考えているところであります。

○議長宮下健吉君 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

議案第1号ほか1件 討論省略

○議長宮下健吉君 この際お諮りいたします。議案第1号及び第2号の以上2件に対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決を行います。

議案第1号表決（起立多数・可決）

○議長宮下健吉君 議案第1号 平成16年度釧路広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔「起立」多数〕

○議長宮下健吉君 起立多数と認めます。よって本案は原案可決と決しました。

議案第2号表決（起立多数・可決）

○議長宮下健吉君 議案第2号 平成17年度釧路

広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔「起立」多数〕

○議長宮下健吉君 起立多数と認めます。よって本案は原案可決と決しました。

閉会宣告

○議長宮下健吉君 以上をもって、今議会の日程は全て終了いたしました。

平成17年第1回釧路広域連合議会2月定例会はこれをもって閉会をいたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後2時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 宮下 健吉

同 議員 吉田 守人

同 議員 逢坂 和子

平成17年第1回釧路広域連合議会2月定例会議決結果表

会期自平成17年2月10日

至平成17年2月10日

(1日間)

釧路広域連合議会議長 宮下健吉

議案番号	件名	提出者	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成16年度釧路広域連合一般会計補正予算	連合長	17. 2. 10	原案可決
議案第2号	平成17年度釧路広域連合一般会計予算	〃	〃	〃

議会に報告されたもの

報告番号	件名	提出者	報告年月日	報告結果
釧路広域連合監 報告第1号	例月出納検査報告書	監査委員	17. 2. 10	報告完了
釧路広域連合監 報告第2号	例月出納検査報告書	〃	〃	〃
釧路広域連合監 報告第3号	定期監査報告書	〃	〃	〃

平成17年第1回釧路広域連合議会 2月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	発言項目（要旨）
1	2/10 （木）	9番 村上和繁 （釧路市）	1 焼却施設の安全性 (1) 全国の事故例 (2) スラグの活用と安全性 2 運転管理業務の委託 (1) 特別目的会社の設立 3 継続費（広域ごみ焼却施設整備事業）

平成17年第1回2月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	17. 2. 10	木	本 会 議	開会 議席の決定 会期の決定 広域連合長の発言 提案説明 質疑・一般質問 表決 閉会